

第1回埼玉県高校生自転車交通安全啓発動画コンテスト実施要綱

1 趣旨

高校生による動画制作を通じ、高校生自身が自転車の交通安全について考える機会とするとともに、制作された動画のうち優秀作品を表彰の上、主催者側が運営するSNS（YouTube、Xなど）に掲載するほか、県内商業施設等のデジタルサイネージ等で放映することにより、県民の交通安全意識の高揚を図る。

2 主催

埼玉県警察、埼玉県教育委員会、埼玉県

3 協賛

一般財団法人埼玉県交通安全協会

4 応募資格

令和7年7月1日現在、埼玉県内の同一の高等学校（中等教育学校の4～6年生及び特別支援学校（高等部に限る）を含む。）に属する個人またはグループ（生徒会・委員会・部活動単位などのほか、任意のグループも可）とします。

※1人の生徒（1つのグループ）が応募できるのは、1テーマにつき、1作品とします。

※作品制作に当たっては、必ず担当教諭（生徒会担当教諭、部活動顧問等）を付け、制作段階から相談の上、学校を通して応募してください。

5 募集期間

令和7年7月1日（火）～10月31日（金）必着

6 応募テーマ

- (1) 自転車ヘルメット着用に関するもの
- (2) 「自転車安全利用五則」に関するもの（「飲酒運転は禁止」を除く。）

7 応募方法

(1) 県立学校

作品と応募用紙を以下のBOXフォルダへ提出（県庁LANにつながっているPCからお願いします。）

Box¥【00_全庁共有】¥R07年度¥★一時受け渡しフォルダ¥40_教育局¥保健体育課【動画コンテスト】

※応募用紙・動画ファイルともに、ファイル名を「（学校名・チーム名）啓発動画コンテスト応募」としてください。

※提出後、Teamsチャットあるいは電話にて保健体育課の山田まで御連絡ください。ファイルを確認したのち、引き上げます。

※Boxでの提出が難しい場合には、(2)と同様に対応いたします。

(2) 市立学校・私立学校

担当教諭からa6960-07@pref.saitama.lg.jpまで、応募用紙をメールでお送りください。返信にてアップロード用のURLを送付します。
※メール件名は「（学校名・チーム名）啓発動画コンテスト応募」としてください。

8 動画作成上の注意事項

- (1) 公道及び管理者により入ることを禁じられている場所での撮影は禁止とします。これらの場所で撮影された作品は、審査対象外となります。
- (2) しっかりと安全に配慮した方法で撮影すること。
- (3) 動画は60秒以内としてください。60秒を超えるものは審査対象外とします。
なお、時間の長短は審査に影響しません。
- (4) 表現方法（実写、アニメ、CG、スライド等）は問いません。
- (5) 必ず、応募者によるオリジナル作品で未発表のものとしてください。
- (6) BGMを使用する場合は、オリジナル楽曲、著作権フリーの音楽又は作曲者の許可を得ている音楽としてください。著作権上問題のある楽曲使用が判明した場合は、失格とします。
- (7) 出演者や容姿が映り込んでいる人物から必ず撮影の承諾を得て下さい。
- (8) 作品中の言語表現は日本語とします。他言語を使用する場合は、日本語訳の字幕を使用してください。
- (9) 動画編集ソフト、アプリ等による動画の加工及び編集は自由です。
- (10) 動画の形式はmp4, mov, wmvのいずれかに限ります。

9 審査

事務局が指名する審査員により、審査を実施します。審査結果についての異議・問い合わせ・見直し請求については、原則受け付けません。

10 優秀作品発表及び表彰式

- (1) 審査結果は入賞者のみに通知し、県警ホームページに掲載します。
- (2) 表彰については、別途連絡いたします。

11 表彰等

- (1) グランプリ（1作品）
- (2) 準グランプリ（3作品）
- (3) 審査員特別賞（数作品）

※主催者側より表彰状を贈呈します。

※協賛団体より、副賞として、グランプリには図書カード3万円分、準グランプリには図書カード1万円分、審査員特別賞には図書カード5千円分、参加賞として1作品ごとに図書カード500円分を進呈いたします。

12 注意事項

- (1) 受賞作品は広く公開されることになりますので、個人の氏名、居住地が特定

されることがないように十分確認の上、応募してください。

- (2) 作品応募に係る一切の費用は応募者負担となります。
- (3) 作品の使用権及び著作権は事務局に帰属し、応募作品は、県警等の運営するSNS（YouTube、Xなど）で配信するほか、県内商業施設等のデジタルサイネージで放映する予定です。

その他、営利目的以外の用途で二次利用（複製、編集、上映、頒布等）を行います。

- (4) 応募作品が以下の内容に該当する場合は、審査対象外とし、主催者は一切責任を負いません。

- ア 第三者の著作権、肖像権、その他第三者の権利を侵害するもの
- イ 公序良俗に反するもの
- ウ 公道、立入禁止、撮影禁止場所等で撮影したもの
- エ 応募者以外が撮影したもの
- オ 他の動画サイト等で公開されているもの
- カ 営利を目的とした情報提供、広告宣伝若しくは勧誘行為に当たるもの
- キ 個人、企業、団体等を中傷したり、プライバシーを侵害したりするもの
- ク 他の個人、企業、団体等になりすましたもの
- ケ 本コンテストの適正な運営を妨げるもの
- コ その他主催者が不適切と判断するもの

- (5) 県警等が運営するSNSで配信後に不正等が発覚した場合は、当該作品を削除し、表彰を取り消します。

13 個人情報の取り扱いについて

応募により得た個人情報は事務局において厳重に管理し、作品の審査及び広報啓発に必要な範囲で使用します。

14 その他

この要綱は予告なく変更する場合があります。

15 事務局

- (1) 〒330-8533 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15-1
埼玉県警察本部交通部交通総務課（安全対策第二係）
電話 048-832-0110（内線5056）
- (2) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15-1
埼玉県教育局県立学校部保健体育課（健康教育・学校安全担当）
電話 048-830-6964
- (3) 〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15-1
埼玉県県民生活部防犯・交通安全課（総務・交通安全担当）
電話 048-830-2960